

生駒市規則第3号

生駒市立小平尾南児童館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月29日

生駒市長 山下 真

生駒市立小平尾南児童館条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市立小平尾南児童館条例施行規則（昭和51年8月生駒市規則第15号）

の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の2条を加える。

（使用の許可申請）

第5条の2 条例第6条第1項の規定により研修室の使用の許可を受けようとする者は、小平尾南児童館使用許可申請書（別記様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請書は、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の2月前から7日前までに提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用許可書の交付等）

第5条の3 市長は、申請書の提出があった場合において、相当と認めるときは、小平尾南児童館使用許可書を申請者に交付するものとする。

2 使用の許可を受けた者がやむを得ない理由により研修室を使用しなくなったときは、市長に使用日の前日までに別に定める小平尾南児童館使用取消申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

第6条第4号中「館長」を「担当職員」に改める。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第5条の2関係）

小平尾南児童館使用許可申請書

年 月 日

生駒市長 殿

申請者 住 所
団 体 名
氏名（代表者名）
電話番号

次のとおり使用の許可を申請します。

使用日時			
施設名			
使用目的		使用人員	人
使用備品			
備 考			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。